



# 倫理

# MIX Common Education

Vol.6 No.1

## Contents

### 不正請求の現状と問題点

はじめに	1
事例1	2
コンタクトレンズ処方に関する不正請求	2
薬剤に関する不正請求	4
不正請求の内容	5
事例2	6
保険診療が認められないもの	7
審査体制と手順	8
指導と監査	9
薬剤に関するレセプトの査定	10
指導・監査の実施状況	11
保険医療機関等の指導および監査の実施状況	12
監査後の措置	15

## 不正請求の現状と問題点

- 2007年度の不正な診療報酬請求に対する返還額は約55億5千万円に上っている
- 不正請求には、ミスなどによるものがある一方、悪質な不正行為によるものもみられている
- 医師のモラルの欠如のほか、複雑な保険請求システムなども不正請求を生む大きな要因と考えられる

### ＝ はじめに ＝

2007年度の不正な診療報酬請求に対する返還額は約55億5千万円に上っています。このなかには、保険医療機関の不正行為だけではなく、請求上のミスなどによるものも含まれていると思われませんが、その一方で、不正請求を取り締まる立場であった元医療指導監査官が逮捕されるなど、悪質なケースがあることも事実です。

今回は、不正請求の事例を検証・解説するとともに、医療機関がなぜ不正請求をするのかを考えてみます。

## 事例 1

まずは、Aクリニックの不正請求のケースをみていきましょう。厚生労働省の元職員で、不正請求を取り締まる立場の医療指導監査官という経歴を持つ医師が、04年から06年にかけて不正請求を繰り返していたというものです。

### Aクリニックの不正請求

Aクリニックでは、保険請求できない入れ墨の除去を行って患者から自費診療費を徴収するとともに、保険対象となっている処置を行ったかのように偽り、保険請求も繰り返していました。

2007年には保険医療機関の指定を取り消され、その後、神奈川県社会保険事務所が県警に告発。1年後の2008年12月に、理事長である同医師、事務部長、医事課長が詐欺容疑で逮捕されました。同月22日には、理事長が起訴されています（他2名は処分保留で釈放）。

報道によると、不正請求を確実に実施するためのマニュアルを作成し職員に徹底するなど、悪質な手口が明らかとなりました。

2009年3月6日の初公判（横浜地裁）において、被告医師は「詐欺ではない」と主張しています。

皆さんは、この事例についてどのように考えますか？

## コンタクトレンズ処方に関する不正請求

### 1. 不正請求例

次に、コンタクトレンズ処方に関する不正請求例をみていきます。コンタクトレンズ処方については、2006年度診療報酬改定で新設された「コンタクトレンズ検査料」の影響とみられるケースが明らかになっています（表1）。

表1 コンタクトレンズ処方に関する不正請求例

- ・ カラーコンタクトレンズ購入のための費用を保険請求
- ・ コンタクトレンズの処方せん交付費用を患者から自費徴収
- ・ 継続的な診療中に、来院の都度「初診料」を算定
- ・ 虚偽の病名で眼疾患の虚偽請求、コンタクト処方用の二重カルテ作成
- ・ 虚偽にコンタクトレンズ装用中止として検査料を出来高請求
- ・ コンタクトレンズ処方率70%未満として届出
- ・ 装用歴を確認せず、すべて「初回装用」で算定

## 2. 不正請求の背景

06年度改定では、「コンタクトレンズ検査料」の新設により、それまで屈折検査、眼底検査等のように積み上げ算定していた項目が、コンタクトレンズ処方を目的とする場合は包括化されることになりました。また、同検査料を算定する患者が全体の70%を超えた場合、点数が減額される方式とされたことから、コンタクトレンズ量販店に隣接している「コンタクトレンズ専門診療所」は大きなダメージを受けました（図1）。

厚生労働省の調査により、前述した施設基準の不適切な届出・検査料の不正請求が多発したことから、中央社会保険医療協議会（中医協）において算定要件の見直し案が提示され、2008年度診療報酬改定時に再改定が実施されました。

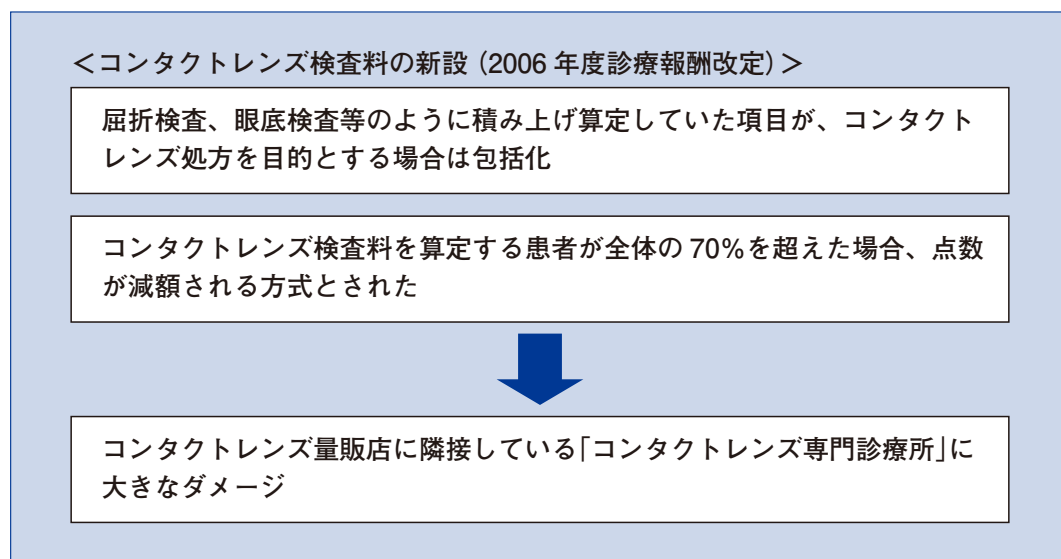


図1 コンタクトレンズ処方に関する不正請求が起きる背景